

公益社団法人とやま観光推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 機構は、富山県の観光の振興に関する事業を行い、県内における観光事業の発展及び振興並びに地域の活性化を図るとともに、併せて県民の健全な観光旅行の普及を促し、もって富山県の文化及び産業経済の発展並びに地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進のための観光地の宣伝紹介の実施及び支援
- (2) 観光振興のためのイベント等の実施及び支援
- (3) 観光旅行の普及事業の実施及び支援
- (4) 観光客誘致事業の実施及び支援
- (5) 観光に関する情報資料の収集及び統計の提供
- (6) 観光に関する調査研究の推進
- (7) 観光事業従事者の人材確保及び資質向上並びに福利厚生
の推進
- (8) 観光事業関係団体との連携
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) その他機構の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、富山県において行うものとする。

第3章 会員

(機構の構成員)

第5条 機構は、地方公共団体又は県内の地域を単位とする観光団体、観光事業に関係を有する法人若しくは個人又は団体その他機構の目的に賛同して入会した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 機構の会員として入会しようとするものは、入会申込みをし、理事会の

承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事会が必要と認める場合は、総会において定めるところにより、これを減免することができる。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はこれに基づく諸規定に違反したとき。
- (2) 機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第14条 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的たる事項及び招集理由を示して請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号に規定する場合にあっては請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、開会の日の10日前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 役員解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者

を選任することとする。

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面で、又は当該会員が委任した代理人によって表決を委任することができる。この場合において、第 17 条及び前条の規定の適用については、その者は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印しなければならない。

(決議の省略)

第 22 条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 25 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、4 名以上 6 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 24 条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、機構を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、機構の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 27 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員責任の軽減)

第 30 条 機構は、役員が法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第 31 条 機構に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、機構の業務に関し、会長の諮問に応ずる。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 機構に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 機構の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会長に対して、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。
- (4) 理事が法人法第 9 3 条第 3 項の規定により招集するとき。
- (5) 監事が法人法第 1 0 1 条第 3 項の規定により招集するとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、前条第 4 号及び第 5 号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 2 号及び第 3 号に規定する場合は、請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合は、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、開会の日の 1 0 日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の

決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長(会長が事故等により出席しなかった場合には理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 部会

(部会)

第 40 条 機構の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、理事及び学識経験者の中から、理事会が決定する。

3 部会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 41 条 機構の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(長期借入金)

第 42 条 機構が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 43 条 前条の規定に該当する場合及び収支予算で定めるものを除くほか、機構が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、総会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第 44 条 機構の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 機構の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 機構は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 機構が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第 51 条 機構が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局及び公告の方法

(事務局)

第 52 条 機構の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置き、会長が任免する。

3 職員の給与、勤務条件等については、会長が定める。

(公告の方法)

第 53 条 機構の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑則

(委任)

第 54 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法という。」）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 連盟の最初の会長は犬島伸一郎とし、業務執行理事は藤井健三とする。

平成 27 年 6 月 10 日 第 4 条第 9 項追記

平成 28 年 6 月 14 日 定款名称変更、第 1 条変更、第 2 条変更、第 3 条変更、第 4 条第 1 項変更及び第 10 号変更、第 5 条第 1 項変更、第 6 条変更、第 9 条第 1 項第 2 号変更、第 23 条第 1 項変更、第 25 条第 2 項及び第 4 項変更、第 30 条変更、第 31 条第 1 項及び第 2 項変更、第 32 条第 1 項変更、第 33 条第 1 項変更、第 40 条第 1 項変更、第 41 条変更、第 42 条変更、第 43 条変更、第 44 条変更、第 45 条第 1 項変更、第 46 条変更、第 49 条変更、第 50 条変更、第 51 条第 1 項変更、第 52 条第 1 項変更、第 53 条変更、

附則

- 1 この定款は平成28年6月14日から施行する。